

●飯塚市公園等ストック再編計画について

1. 策定の背景・目的

本市では、各公共施設等ごとに、統廃合、運営方法、空きスペースの活用などの見直しを行うなど、具体的な内容を盛り込んだ、「公共施設等のあり方に関する第3次実施計画」を平成29年7月に策定しております。

今後、人口減少・少子高齢化の進行等に対応し、子育て世代が住みやすい生活環境づくり、健幸長寿社会の実現等を推進するため、公園等について、地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応した、再編を図る必要があります。

人口減少や施設の老朽化に伴って、公園等の長期的に安定した維持管理や公園機能を維持していくため、「飯塚市公園等ストック再編計画」を策定するものです。

2. 計画期間

令和3年度から令和21年度までの計画とし、中間年次のおおむね10年毎に評価を行います。評価については、自己評価と都市計画審議会における第三者評価を実施し見直しを行っていきます。

3. 再編の基本方針

都市公園は、都市公園法第16条に「公園管理者はみだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない」とあり、基本的に用途変更ができません。また、都市計画法第33条第1項及び第2号及び同法施行令第25条に基づいて設置された開発遊園についても、福岡県との協議において用途変更ができない状況です。

このことから現段階では、都市公園法に基づいて設置された都市公園と、都市計画法に基づいて設置された開発遊園は、用途変更をすることができないことから、再編の基本方針を以下に示します。

再編方針	1	児童遊園、都市計画法に基づいて設置されていない開発遊園、その他の遊公園は、都市公園を補完するものとし、再整備、維持、統合集約、機能分担、用途変更を考慮し再編を図る。
再編方針	2	都市公園法に基づいて設置された都市公園は、法改正により公園の用途変更が可能になった時点で、段階的に再編を図る。
再編方針	3	都市計画法に基づいて設置された開発遊園は、法改正により公園の用途変更が可能になった時点で、段階的に再編を図る。

4. 再編の目標

再整備については、平成 29 年 7 月に策定しました「飯塚市公共施設等のあり方に関する第 3 次実施計画」に基づき公園の総量の最適化の方針により、平成 22 年度時点から 30 年後の目標値として、今後 20 年間でおよそ 20%縮減することとしています。

管理すべき都市公園及びその他公園の総面積は、192.29ha からおよそ 20% (▲38.5ha) 用途変更することを目標とします。

■ 公園等の再編、再整備による目標水準

	平成 31 年 (基準年次)	令和 11 年 (中間年次)	令和 21 年 (目標年次)	備 考
総人口	129,801 人	120,291 人	110,439 人	
目標全公園管理面積	192.29 ha	173.04 ha	153.79 ha	▲20%(38.5ha)

5. 策定スケジュール

令和 2 年 6 ~ 令和 3 年 3 月	自治会への説明
令和 3 年 5 月	素案の作成
令和 3 年 9 月 ~ 10 月	パブリックコメント (意見の募集)
令和 4 年 1 月	委員会報告
令和 4 年 2 月	策定・公表